

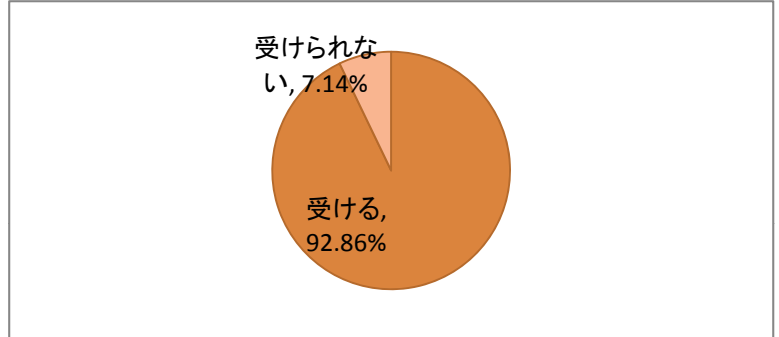
# 専門委員推薦に際しての調査アンケート

平成29年11月20日  
一般社団法人日本知財学会

(ご意向に関する質問)

◆専門委員に再度推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただけますか？

	人数(人)	割合(%)
受ける	13	92.86%
受けられない	1	7.14%
総数	14	100.00%

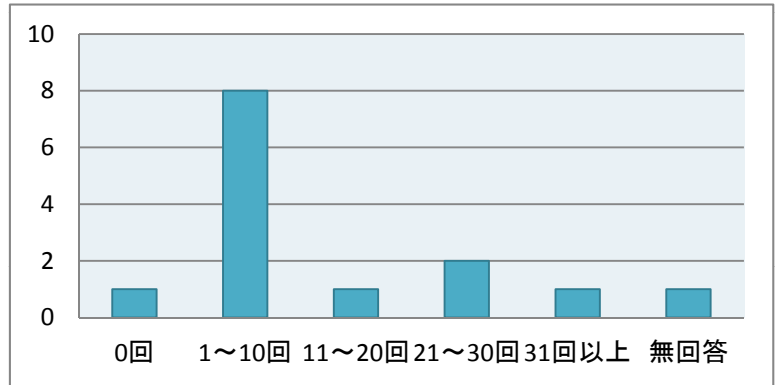


1.専門委員に関する御経験を伺います

1.1 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

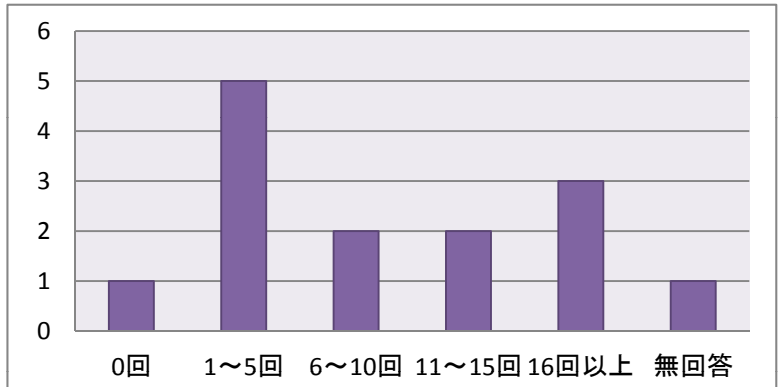
■平均回数 約12回

回数	人数(人)
0回	1
1~10回	8
11~20回	1
21~30回	2
31回以上	1
無回答	1
総数	14



■平均案件数 約11件

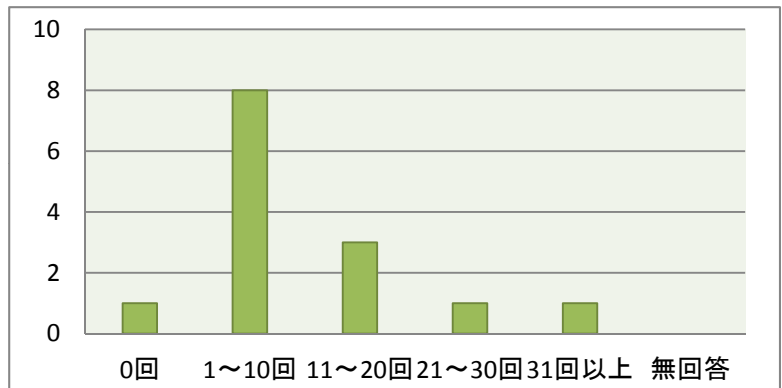
案件数	人数(人)
0回	1
1~5回	5
6~10回	2
11~15回	2
16回以上	3
無回答	1
総数	14



1.2 質問1.1のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

■平均回数 10.7回

回数	人数(人)
0回	1
1~10回	8
11~20回	3
21~30回	1
31回以上	1
無回答	0
総数	14

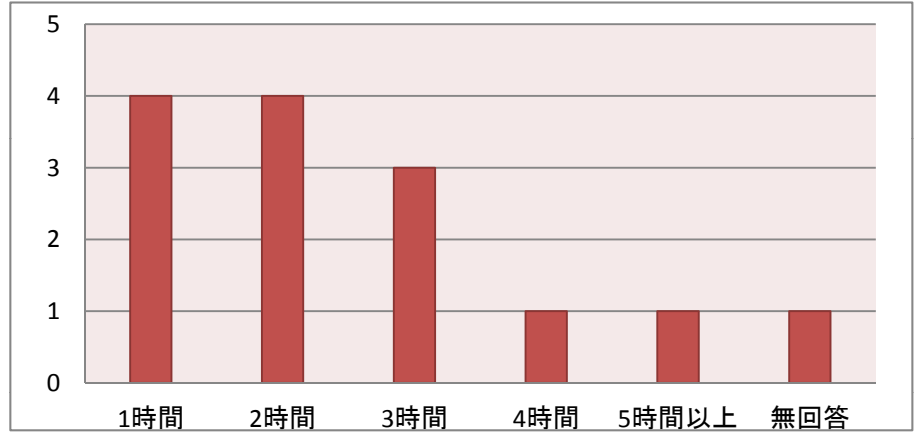


1.3 その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

● 打ち合わせ

■ 平均時間 2.3 時間（最短1時間、最長15時間）

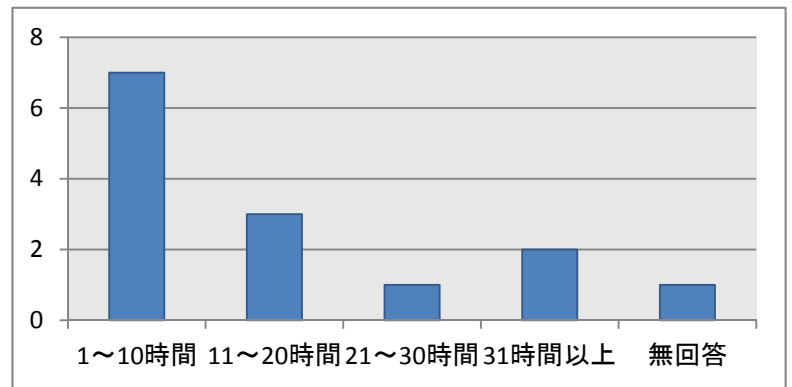
時間	人数(人)
1時間	4
2時間	4
3時間	3
4時間	1
5時間以上	1
無回答	1
総数	14



● 予備的な調査など

■ 平均時間 約18 時間（最短3時間、最長80時間）

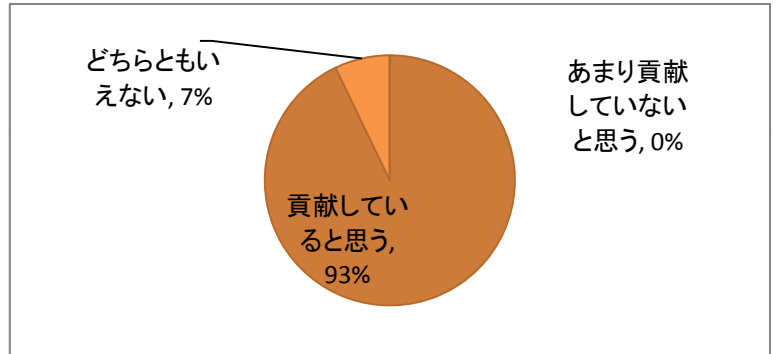
時間	人数(人)
1～10時間	7
11～20時間	3
21～30時間	1
31時間以上	2
無回答	1
総数	14



2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

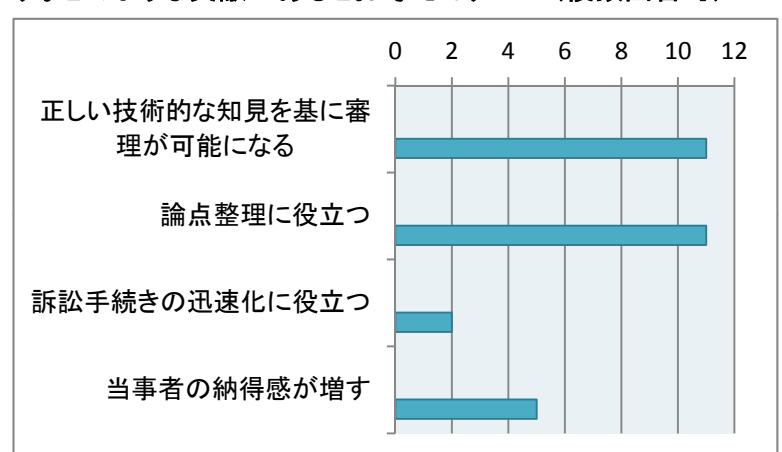
2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

貢献の有無	人数(人)	割合
貢献していると思う	13	93%
どちらともいえない	1	7%
あまり貢献していないと思う	0	0%
総数	14	100%



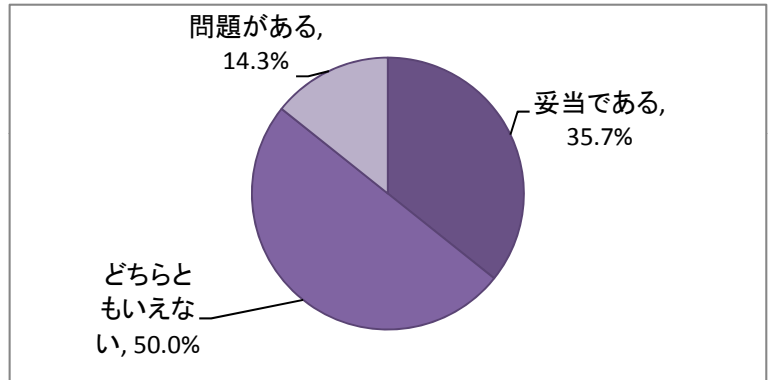
2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？（複数回答可）

貢献内容	人数
正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	11
論点整理に役立つ	11
訴訟手続きの迅速化に役立つ	2
当事者の納得感が増す	5
その他	0



### 2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

現状の制度について	人数	割合
妥当である	5	35.7%
どちらともいえない	7	50.0%
問題がある	2	14.3%
総計	14	100.0%



### 2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？（自由記述）

準備に費やす時間は、真剣に準備しようとするれば10時間以上の時間がかかる。裁判所側が依頼時に論点をわかりやすく整理した文書を見せてくれるなど、時間短縮のための努力はなされているが、以前、準備時間に応じた待遇を工夫が必要である。

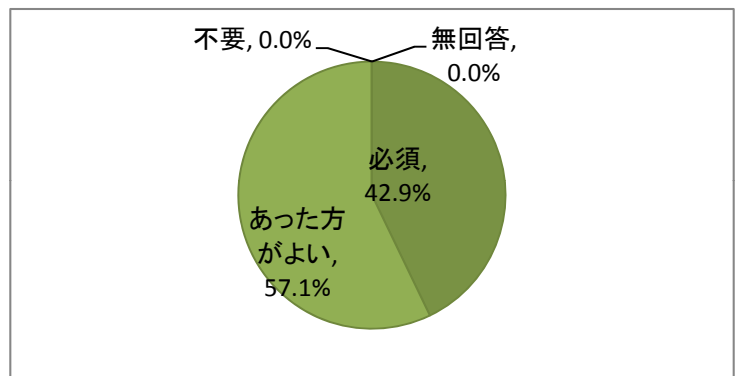
既に、裁判所研修会等でも申し上げていることであるが、きちんと専門委員としての責任を果たそうとすると、下調べや事案の考察に相当の時間を要する。しかしながら現状では、裁判所での打合せ時間に対してしか報酬が無いので、専門委員の社会貢献に対する責任感や好意に、かなり負った制度となっていると思う。「知的財産権」を扱いながら、専門委員の「知的作業や知的蓄積」に対して、時間の範囲で対応しろと云うのは、かなりブラックなシステムだと云う意見も多い。

結局は現役時代から、基本的には社会貢献であり、社会への研究成果の還元である、と云う考えに沿って行っているが、かなり深く幅広い影響を裁判制度に与えていることを考えると、そろそろ全般的に再考察して、今後の継続性を担保すべき問題であるとお考える。また現状の報酬が十分であるとも言えないであろう。

### 2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

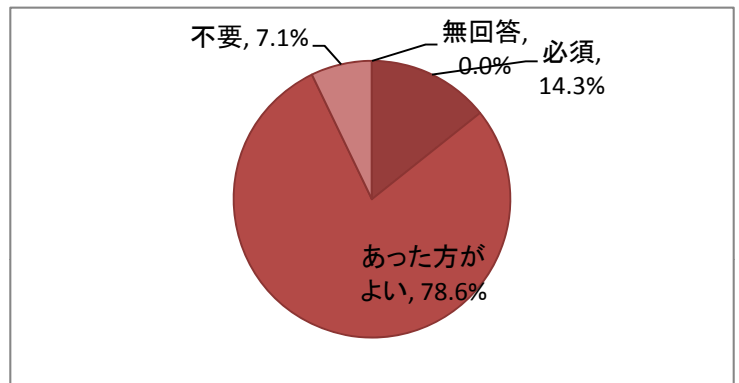
#### ■知財制度の知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	6	42.9%
あった方がよい	8	57.1%
不要	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	14	100.0%



#### ■訴訟手続きに関する知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	2	14.3%
あった方がよい	11	78.6%
不要	1	7.1%
無回答	0	0.0%
総計	14	100.0%

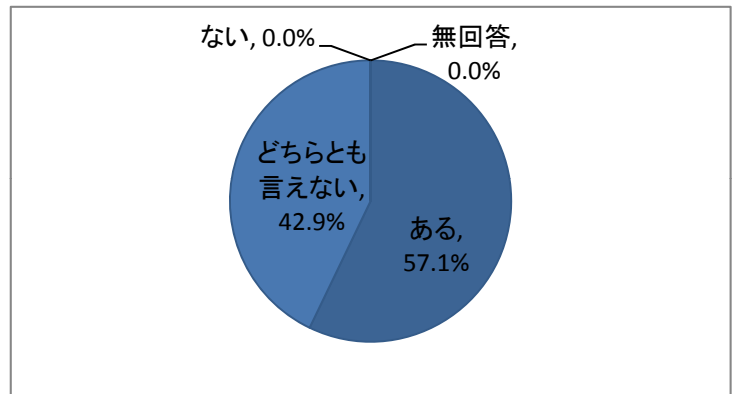


#### ■その他必要な知識や素養があれば記載してください

専門委員は、法廷においては、自らの意見、解釈、判断などを断定的に述べず、裁判所の判断に資する原告・被告の発言を誘導するように意識するなど、裏方に回ることを心掛けるとよいと考える。

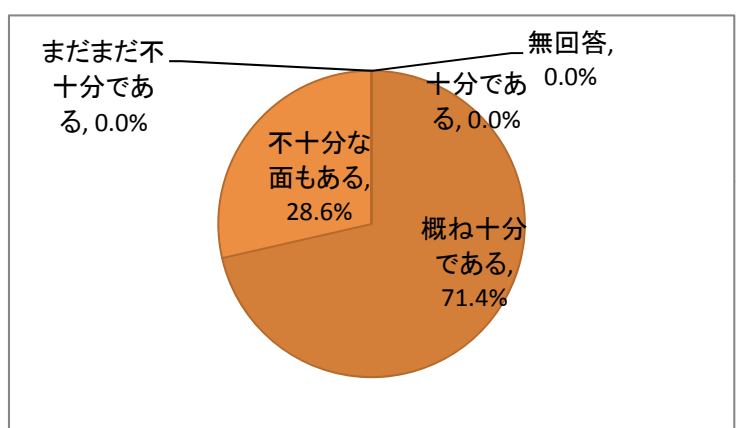
## 2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

経験の役立ち度	人数	割合
ある	8	57.1%
どちらとも言えない	6	42.9%
ない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	14	100.0%



## 2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

専門的技術的知見の反映度	人数	割合
十分である	0	0.0%
概ね十分である	10	71.4%
不十分な面もある	4	28.6%
まだまだ不十分である	0	0.0%
不明(和解になると、その内容が非公開であるため)	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	14	100.0%



## 2.8 質問2.7で、3(不十分な面もある)、または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(自由記述)。

裁判官との合議の時間は法廷開始前の30分程です。そこに、2から3名の専門委員が参加していると、各人の意見を説明できる時間は非常に短くなります。そのため、お伝えたいことを必ずしも説明し切れていない気が致します。もう少し長くして頂けるとよい様にも思われます。また、実際の法廷で当事者に質問するに際して意見を述べてはならない徒の注意を事前に頂くのですが、すると、質問したい内容が果たして意見となるか否か判断できず、質問を躊躇してしまうことがあります。何か良い対処法があれば活発な議論ができるような感じがあります。

- ・専門委員側にも科学・技術の知識・理解力に分布があり、統一的な意見を裁判所に提示できないこともある。
- ・専門委員制度の改定が必要であったとしても、せめて、調査官との面談などの時間を長くすることができれば、上記の問題を軽減することが可能かと考える。
- ・物質の当然すぎる性質などは、論文や専門書に記載されることがかえってないため、文献などに残らないこともある。かかる性質を請求第1項に記載した特許の拒絶審決への審決取り消し訴訟と、設定登録された同様の特許への審決取り消し訴訟をそれぞれ経験した。
- ・文献にのみ証拠を求める現行の判決の導出には限界がある場合も出てくるかと考える。証言も証拠として採用することも覚悟しておくべきかと思われる。

問題の背景には、先に述べたように訴訟の目的が「技術的問題・背景に関する見解の正邪の判定」には無く、訴訟そのもの(争い)が目的である場合もあり、その訴訟の目的までは立ち入れないが、その案件に明らかに技術的見解に関する争いがある場合は、訴訟戦術に偏した争いではなく、きちんと技術的問題につき争うような誘導を、裁判官あるいは裁判所側が行うことも考えられる。但し、意図的に技術的知見を避けようとしている等の場合は、立入ることは難しいと考える。

## 2.9 その他専門委員について自由にご意見を頂ければと存じます(自由記述)。

訴訟進行の障害となつてはならないとの思いが強く、上記のように発言を控えてしまうこともあります。専門委員の事例研究において、妥当な質問方法の訓練プログラムも入れて頂けると助かります。

現状で色々な問題はあるものの、裁判制度としてはやはり画期的であり、良い方向に向かっている制度ではあると思う。既に研修会等でも問題提起はされているので、一度立ち止まって、8期目に向けて長期的な検討をしても良い時期ではないかと思う。